

監査結果(包括外部監査)に係る措置通知書

<p>水道局</p>	<p>(平成 28 年度)</p>	
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>3 契約 (4)合理的理由を欠いた随意契約</p> <p>市の水道事業における電力調達を随意契約とする理由が明らかではない。水道局庁舎や浄水場に係る電力調達は従来より特定者に限定されていないため、電力調達を随意契約とする合理的根拠は希薄である。</p> <p>随意契約とする合理的理由がなければ、公平性・競争性を確保した契約方法に見直す。</p>	<p>水道局本庁舎及び浄水場に係る電力調達については、令和2年度より契約方法を一般競争入札に見直し、公平性・競争性を確保することとした。</p>	